

近深崎延房輯世紀

聞

編二

自文久三戌秋
至同三亥春

卷之二

413
530
5

10 15 20 25 30

門 4 13
號 530
卷 5

近世紀聞二編卷之二

東京

漆崎延房輯

大正十五年二月
花房仙次郎氏寄贈



○島田梶首並関東大豪華の事

茲より九條殿の臣島田左兵衛権大尉と喚ぶる前名
左近と言ふ者より親も美濃の國に修験者たるもの
左近も其性奸智より長き侍辨利口なるもの故より青年
の頃都より出たり始に昇き奉公するもの公卿方へ仕
へしより尚這處彼處に住替しつる遂に九條家貸附所
の下役より住込にたり夫より漸次に登用せられしもの

近世紀聞 二編卷之二

國に至りて姑く僭居たりとも或もまゝ九條殿
 の邸に入里て十四五日も隠れたりとの説もり
 然れども其後指たり更なるりしり島田も
 思ひて家より飯を竊りて他行も為たりし其頃新
 地三軒屋の阿若と言へる者の妹其名張君香と喚
 る藝妓歳を僅りみ二八なるが容貌比ひりさ
 る張表向を八百兩尚其外に千兩程の内證の入費
 を掛り島田が妾を請出し木屋町二條上ル町に別
 宅を構へさせ折々這所を通ひし時七月廿日
 の夜島田を例の妾宅に來り残暑厳しき頃なれば

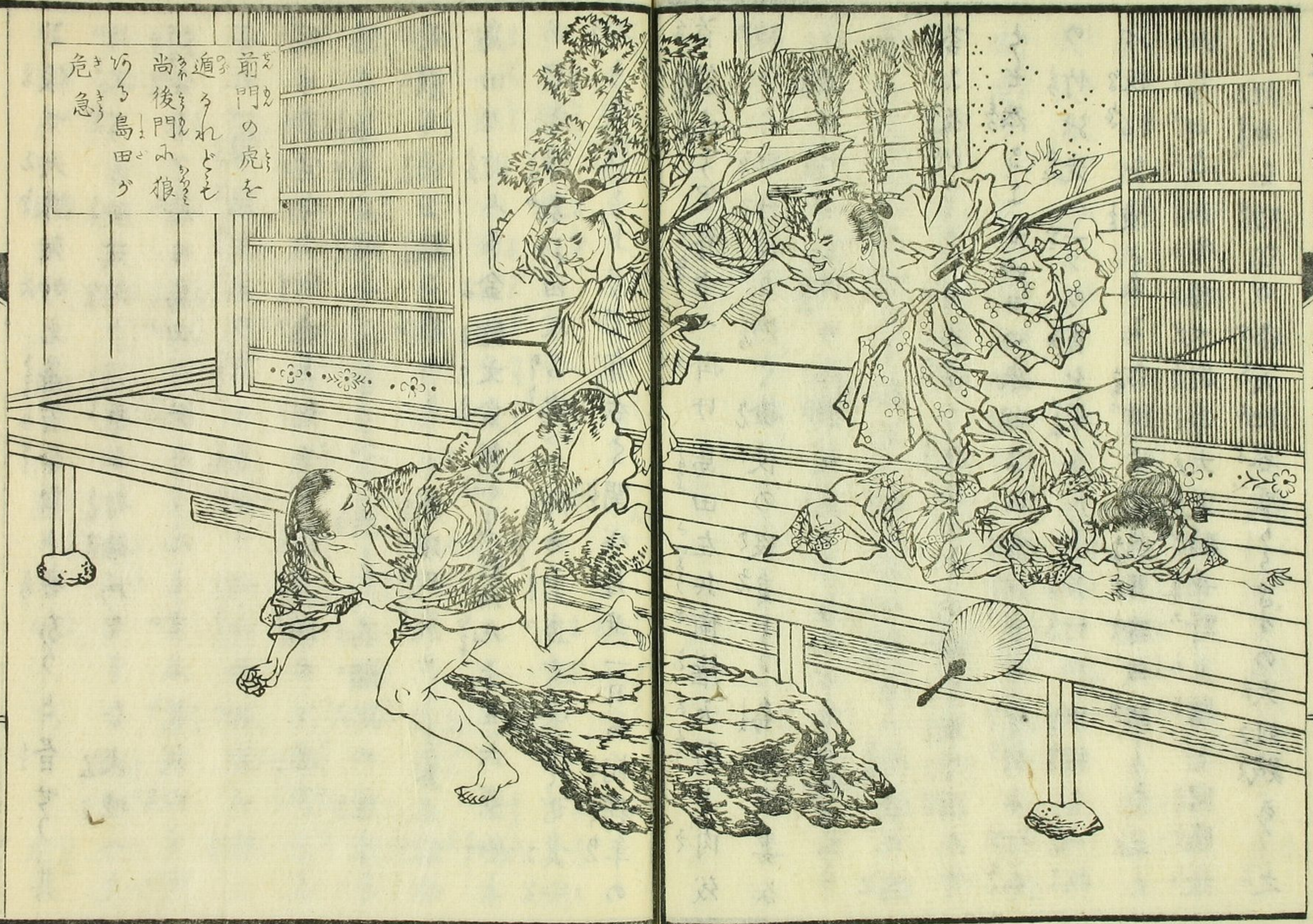
沐浴為臬と裸身より浴巾を纏ひし終椽先近く
 端居し君香も團扇を取らせし風も吹き居る
 折しも戸口へ二個の武士來り島田は這の家より
 居らるやと問ふ其時勝手より立働き居り一名の婢
 女が何心なく止宿の音を答ふるを夫と所りて
 二個の武士も刃をもち引抜き奥張目掛を
 躍り入る此威勢も肝を潰せし件の婢女が忽地よ
 吐嗟と叫びし其声は島田が胸に徹しん儲ると
 見返る程もなく兩人一度も斫入たり島田は素より
 奸才ありて舌も劔を會むと雖も武術に於てはあらく

二編卷之二

ふ二個の敵を打ち得ん其終庭に飛下りて裏の切戸を押し破り遁去らんと為たり。一は慥くあるを期したるけん裏口も又兩三輩の猛勇の武夫潜び居て直ち島田を引捕へ何処ともなく召連れくふを彼妾宅に斫入たる二個の武士も庭口より躍を慕ふて出行たり。此時迄も君香を更あり下婢も戦慄さす生たる心地なきに島田が速くも逃出たれを多くを悉くトと僅うみ心を安んぜし。翌廿一日に至り高瀬川の傍に首と片腕破落したる體を打棄りりしが數ヶ所の疵を負せしものなり。

首筋えより脊中へ掛け島田左兵衛権大尉と肉を破りて彫付あり仍に檢使の役負より島田が妻なる者強呼びて件の死骸を見せしむれども首級も何らざるのまゝ赤裸に在るが故に不分明なる赴き返る。答ふ及び一は無宿者の扱ひも死骸を取付附たるをとぞ然るよ廿四日の未明に四條河原の中央一本の竹に先へ一ツの首を串きたる其竹の中程に一枚の板札を横さぬに打附けし其罪條強記し云く此島田左兵衛権大尉事大逆賊長野主膳と同腹致し奸曲を巧むの奈天地容可らざるの大奸賊あり之

前門の虎を
適うれども
尚後門の狼
何島田が
危急



一依て天誅加え梟首令むる者ありと昏せり其
 日又一ツの腕強同ト河原に打捨りてを犬啜へく
 引合しは是も島田が腕をうんと言ふ是強以て察
 まれば慷慨有志の輩が島田が奸曲を悪むの餘り
 彼の妾宅より引連是到りて殘害做せし其上うく
 恸く梟木に肆せしなるべし然と高瀬川の首を
 死骸も渠に疑ひ在る事と其頃風説せしとふん當時
 島田が貯ふる金證文金強加ふれば凡十五六万兩も
 ありて嬖妾も四人召抱へり件の君香と喚るも其一
 人うてはをしとぞ有右と聞八月廿一日の朝壯年の

男の首級を又青竹の先より串き四條河原に肆し
 り其傍に板札ありて是に記せし文言あり此本間
 誠一郎ある者罪状今更稟を造もあはれなく虚喝を
 以て衆人を惑し高貴の方へ立入りて倭辨を以て
 万般と薩長土の三藩を讒訴し有志離間の奸謀を
 企て或も非理の貨財強貪る等其餘の女曲筆上小
 尽し難し此終に闇く時を限りたるの禍害を生む
 者あり依り梟首令むるものなりと書せり夫の
 本間と言へる者元來北國の浪人ふしと近年正義
 の有志を擔ひ専ら勤王盡力の听へありし赴き

たりしが斯く梟木に肆されし其必ず謂はるる其なる
 窟し儲き同月廿三日は松原東橋詰の這方より九
 條家の臣宇郷玄蕃頭と言ふ者の首を鎗の先より貫
 たる其傍より例の如く一枚の札を建と云く此者
 島田と同腹ふく主家不義に陥せしめ其罪渠より
 り最も重し仍く天誅を加ふると何れ什麼此の女
 蕃頭と言へるる九條殿の諸大夫より當時砂川の
 御別亭より住居做しや在るる前夜五ツ時頃より小挑
 灯を携へたる武士一名門より来りて御殿よりしそ
 急用の使ありと言ふより仍り門の衛卒疑ひを潜り

門を開く小ぞ後より四個の武士の齋しく門を
 打通り其終玄蕃が玄関より土足にて乱入し既
 して臥房に入りたるを武士三人より引起し別室に
 連行て詰問する其二三言即座より小刀を破しせば
 残り二名の武士を家族の者が妨げざるやう警衛
 たりし居たりしが憶ひがけおた其をれば家族等
 る威恐愕して抗ふるは英氣をなすうち玄蕃頭を
 残害せしむる首引提と徐々と五名ハ飯りなりと言ふ
 其後より三條河原より目明し文吉と言へる者を赤
 裸にして手足を縛り締殺せしを肆りたる傍より又捨札

有る此者年来嶋田左近よ隨從ま一種々ま奸謀えの手傳てを做なし既ま去える戊午い以来い奸吏えの徒とよ心を合あせ忠ち士の銘めを苦痛く或ま非命ひよ死しせしめ黄金こを貪あるの罪つよ依よりて斯くの如ごとく行なふと仰おり是とれ九月朔日しと言いふ然さる小同月廿四日し洛東粟田口らの刑罪場けよ町奉行組ま與り力渡邊金三郎りを始はめとし其他同心そ森孫も六ろ大河原十藏等ら二名にの首級しを切き梟うとしその捨す札しよ記きしと云いく此者等ら戊午い以来い長野主膳島田左の近えの逆謀さよ與り一國をを憂うふるの輩たを悉たく無名なの罪つよ罹らしむ仍なる斯くの如ごとくまと仰おり然さバ島田が七

月廿日よ既ま不殘害させししより尚な幾許も何んとさるよ天誅てんと唱なへつ命いのちを失しはる者もの多くおままよ依よる戊午い以来い有志しの事件じよ關係けせし幕吏等ら大いに恐怖こせしし就中し同組の同心し小寺仲藏の割腹しと死し高屋助藏と喚よるるへ髪かみを剃そる亡命なせししバ其餘も或ま一躬をを退ひき影かげを隠かくまを勘かうう其頃浪士と言いふ時ときる虎狼の如ごとく縮ちぢる畏おそれる當時た在京の幕吏よ於おここる更さらふ威い推おちちなるとしとぞ或ま書しよ浪士の評論をししと云いく總すて有志しと稱なまる内うちよ毛も其内心をを數等に何んとて或ま漢儒の因説を張

拘泥一夷狄を禽獸と奔一き者ゆへ渠等と群を
同トウヨウハ 皇國の汚辱なりと一國を念ひ
込たるを何れ又々外夷と親睦をせし遂に渠
等が術中ふ陥り國を掠奪せらるゝと其支との患
ふろ何れ或も幕吏が権を誇り私欲を恣にする
或悪く剽絶せんとするも何れ或ハ義兵と言ふ
と名と一々戦争の機會に乗ト躬を立んとする
者も何れ中ふ無頼の暴徒など一旦の糊口
一拱一不意の僥倖を望むも何れんと其頃記載
るせと何れと一尙よの言難れと當時浪

士の輩が頻りに時勢の變動に乗ト暴行を誇る
ふ似たるも最も義侠の行状何れと奸を鋤て去
とを懲一或も點智に商家を譴し一時物價の沸
騰せしを忽ち下落為さしむるの属ひ諸民の
裨益あるが故に衆庶私に貴きて誠義士或も
天忠組あど誰云ふとなく稱せしとぞ
却説 閏八月朔日ハ松平肥後守京都守護職
を命トらると同廿一日ハ東武ふ於る大變革を行
はれ國持大名を始めと外様譜代の面々も
年割に組合張定め三年ふ一度参勤何れなく尤在

府邸百日と期ほ且大小名の妻子たる者江戸表よ
 差置とも國許へ引取とも夫等の勝手次第たる人
 く其他四季の献上物下され物等ハ廢止られ供連
 の儀も省畧しと乗切の登城或許され着服に至り
 と毛式日履斗目長袴及石平素ハ小袴襠高袴
 皆割羽織を着せんと且諸侯の邸ふも留守中ハ家
 士多人數を閣及と縦ひ参府中たりとも旅宿
 陣屋の心得り成丈け簡易に致す或昔と軍備
 實用たりざる調度ハ相省くべきの条是等を始め
 としと總て改正の布達ありふぞ在江戸の大小名

猛可に家族を本藩へ各送り下せしめ繁榮他國
 と比類なく花の吾妻と听へしと忽地寂莫の姿と
 たり漸次に盛んたりそのち異國の貿易のとなり
 たり此頃幕府 朝廷に請られて戸田越州の一族
 あり戸田和三郎を山陵奉行とし大和守に叙ま這
 ハ 神武帝を始め奉り御代々の御陵荒蕪せしと
 戸田氏豫て修造せんとの執心あり故なりとを恠
 と尚関東に於ては 朝意を憚る所やありん故
 井伊中將の罪を數へると十萬石を召揚られ安藤其
 他の閣老も井伊家に黨與たりたりと或ハ封秩を

削らるるも所中或る幽閑せらるる者凡八九名及以
 た中斯なり後大樹小も政事宜一かゝるざらる依
 王 天朝へ對し恐るあやとと官位一等と辞退の
 りしは此義ハ 勅許のらざるし幕吏等聊ら
 愁眉を開きて心を慰めたると言ふ此頃関西の諸
 侯より漸々登京のりて報國の意を表せられしを
 就中薩州家より同時し現米一萬石を 朝廷に献
 たり 斯の如く小列藩より 禁闕外輔護せらる
 折柄岡侯 中川修 関東へ参勤と做んとく 伏見の
 驛を通行のりし速くも京師に听へしは青蓮

院の宮苑始め朝紳の方々譏せらるるやう當今列國
 の諸侯より各京師に馳登りて國家の爲に盡力さ
 るる渠近驛後通行をなす 天機を伺はざる
 条 朝廷へ對し奉り輕蔑の所為なりとく直ちよ
 諸藩士數名よ命ト伏見驛に遣はし岡侯を遮り
 禁め緋侍々と詰問做さよを岡侯大いに恐怖して
 朝命を奉下らると其供入洛のりしとを這ハ此年の
 十一月より同月三條中納言 實美 侯 勅使とし姉
 小路少將 朝臣 侯 副使としは關東へ下向のるふぞ
 土州家よ是が警衛たり侍と西卿着府せらるる

勅旨を演説せらるるやう近頃幕府舊弊を除去き大い
 の政體を改革し一 慮慮を安んじ奉るるに及べり尚
 明春の上洛し周く諸侯を令下し速く攘夷
 の功を奏せよとの趣きをなすに及ばず大樹よも
 勅意を遵奉為給ふよと勉む件に兩使より東武を
 癸途せらるるに帰洛し及なれけふと云ん

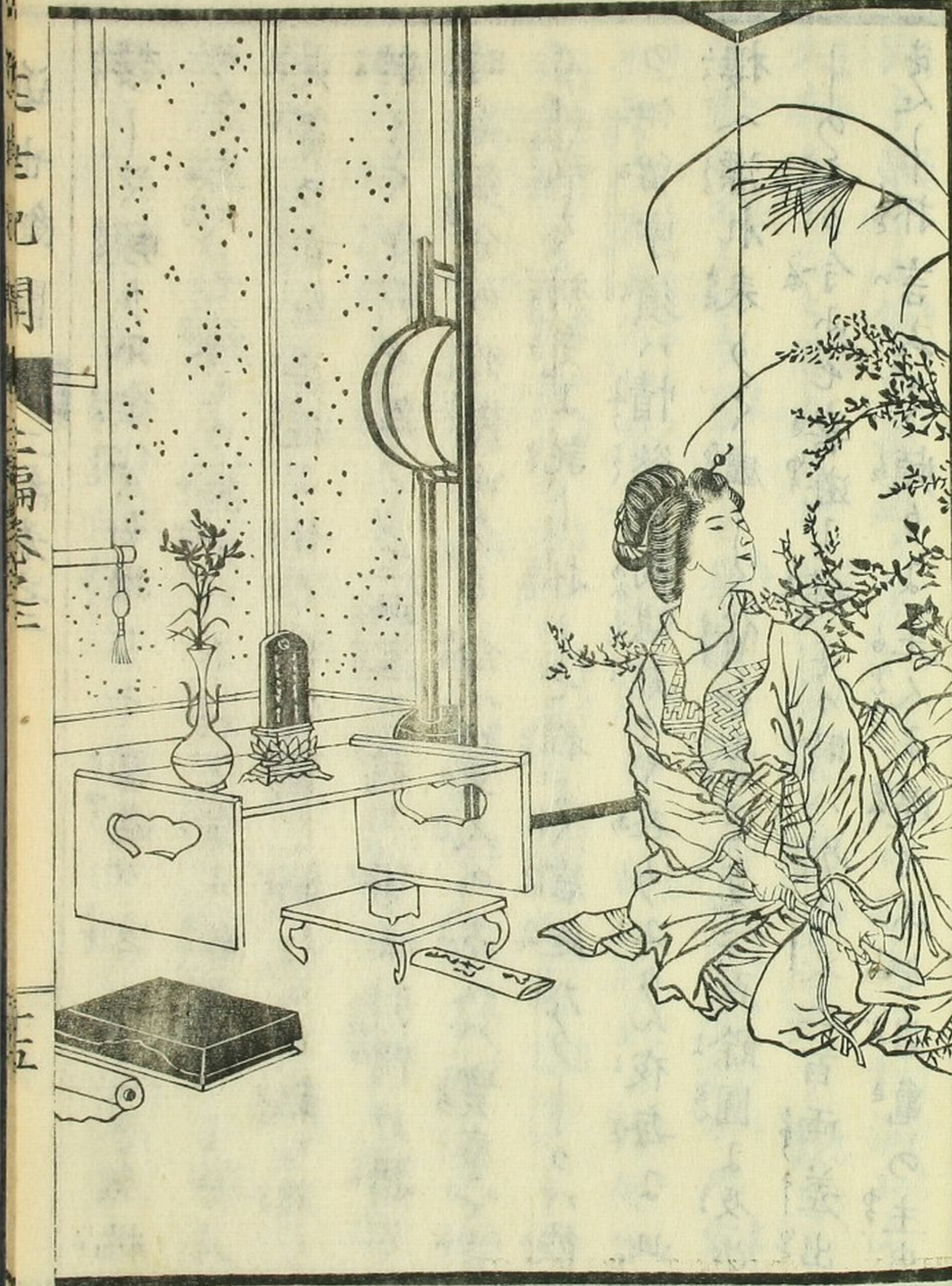
○列藩漸次に入洛せしむる京師繁栄の話

前説休題爰ふまゝ横濱の亡八と听へし岩亀樓の
 許に於て最憫然たる譚りあり其故は奈何と言ふ
 江戸皆川町と云へる所は太田正庵と喚をるる

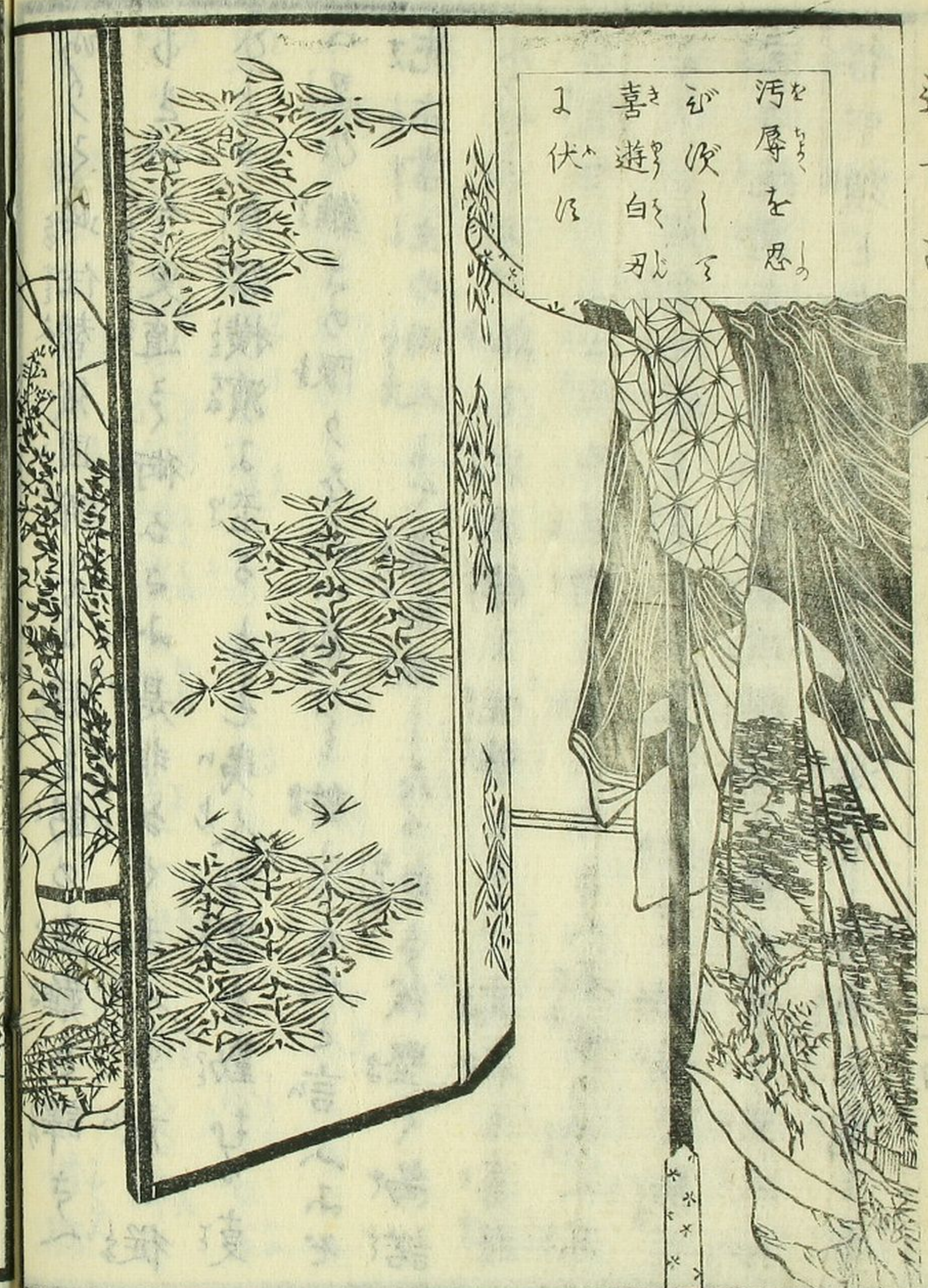
醫師のやその躬素よ里貧しきよ夫婦齋しく病
 ひよ臥し今も朝暮の烟りとさ人立兼る程ある
 ましうがと名施まき術なき今稔僅らふ八歳なる
 一人の女兒あり新吉原二丁目ある甲子屋と云
 ふ妓樓へ質入の約條あり僅に金よ遣たり
 這ハ嘉永六丑年と言ふ然る小件の正庵夫婦ハ翌
 寅年の夏に至り引続さる病死せし故他は所縁も
 ち死者ありけん誰受戻を人をもり孫を尔後ハ甲
 子屋方よ於て遊女並に抱へ置き諸藝を仕込杯
 一ツ十五歳に及びし春始め客よ出せし時其

名を子の日と喚と一が容貌極めと艶麗あるも其
性頗る義氣ありと幼稚頃より此家と養とれぬる
恩義強忘れぬ主人の為強思ふが故に假の契り此
賓客をも更と粗畧と為ざり一と世と其風評宜と
て一と依り横濱の妓院岩亀樓より住替の更を談
判しを當主人甲子屋まで今客取りの子の日をバ
手離を筋に在祢とて夫の何の内證の都合ありての
更ふりろん岩亀へ渡せの譯と至り子の日と信々と言
听せ一と渠を何分横濱へ赴く更を悲と患ひて辞を
盡し辭むと雖も又此子の日と主人より若干の借財

ありと此住替強固辞する時と躬の立難き譯さへ
あまは今更遁と術とさふ是非なく主人の意に従
ひ一と自然横濱に至るとも夷人の客を勤むる更
の忍び難きの限りなれば是の許しあんと言ふもぞ
先主當主の兩人とて兼知做したる赴き強堅く約諾
なせ一と一と躬と岩亀樓と住替となり其名も喜遊
と更め一と五町の花街と在りくとさ人名妓の听へ高
あり一と強今此廓と来りるとの肩と並ぶ娼妓も尠く
客の絶間をなれた中は其頃横濱と居留せ一と丑人伊
留守須と言へる者渠が容色と溺惑一とと亟岩亀と登



山崎巴野
 1105
 1111



汚辱を忍ぶ
 心は
 喜遊の
 伏は

近世
 二巻
 三

樓一ツ頻りふ金貨を抛ち喜遊が客なるとも強桃
 めり主人を豫ての約定ハあれど金ハ眼や暗とけん
 是等の旨を喜遊ハ告ぐ只管稟一勸むると雖も固く
 辭さく受引せ然りとて此客を我が家ハ引附け措く
 時を多分の所得なりと念へば亞人の方へハ實事と言
 ち或る病氣ハ託一杯一程とく言延たり一うバ彼
 の伊留守須ハ情慾の尚堪難くや在りふらん夜毎ハ此
 樓へ漂れ来りく虚しく貨を費せ支二百餘圓ハ及ハ
 一のり今ふも喜遊ハ構まる時ハ別ハ又二百兩差出
 せん一杯言ふく頻りハ主人ハ逼るふぞ岩龜の主ハ

困ト果一ツが倘も喜遊ハ兼知せば斯の如きの利潤口ハ
 又在るまと思ふふぞ再び喜遊ハ部屋ハ到り歎息一
 ツ言ひ出るやり曩ふも屢勸めたる那の亞墨利加の客
 人なり尤日外住替の時价ハ盟ハ一辞ハ所れど并処ハ
 商賣柄ある故夷人の方へ云云と明白ハも言ざりれ
 ば病氣と言ふく日と延一客の方ハも退屈一と他
 の娼妓を揚もやせん一寸遁れハ言ひ做し程ハ彼客
 人ハ一向ハ你的支の戀慕ハ他と見返るの心なく
 右左ハるらち我ハ樓上ハ数百圓と散財セ一ハ今ハ
 至一ハ一回も喜遊ハ構せざるの奈奈何ふとも心得難一

全く客を誑惑して金貨を掠むる奸謀ある今速らふ
 渠を出して我が心をぞ慰めらば尚若干の金を得させん
 尚も異義よ及ぶよ於ては違約の罪と糾まべし杯
 彼の客大の憤懣して返答今宵は通れどもちや言
 解べき辞ふし然バとておん身ふも固く約せし譯あり
 を今更主人の権をりて吩咐るよふ在らぬどもは你的約
 我守る時多渠は違約を糾する處に此地は在り
 外國人の怒りよ觸る其時の我が此處に立行ごし
 異人と言ふとも禽獸あらずを同ト天地は生を得し人
 間も在るののをよりや其躬と任せたりとく余を

汚辱となるもゆゑ今横濱に在る婦人の娼妓ハ
 原よ素人うも渠等が嬖妾とある者多き名
 を取るよりも利を得るは當世ありと思ふ故なり
 おん躬日來の偏固我棄て枉て我が意に従は唯唯
 們が為の多し汝の為ふも福の神搖錢樹に在り
 我欲と知らざる者や多し或は賺し駭くしつ辞を
 盡して説諭せば喜遊ハ姑く回答もなく黙然として居たり
 一が何思ひけんうち領き夷人の客より出まじと固く辯
 じし度なるがうお辱の立行がごとくは後所
 言ひがそれをお辱の立行がごとくは後所
 言ひがそれをお辱の立行がごとくは後所

亦多ぐら喜遊紙拜まぬをうま禮を演つ部屋を立出
 更ままゝに巫人の許へも喜遊を出ま筆紙音紙返答
 小及び一う彼伊留宇須も悦喜に堪ば此夜ハ別
 と樓上へ許多の歌妓等紙集め杯して時移るま心酒
 宴よ及べど喜遊が其座へ出ざるを巫人を屢促まふぞ
 化粧中と言ひふして姑く猶豫紙請けるが餘り遅死
 よ許やと亭主も自ら喜遊が部屋に到りて動靜を
 窺ふよ一間に屏風を建籠り最寂寥しき躰なる故
 殿紙掛れど回答もなく心得ざしく憶ふ小ぞ徐ら小
 屏風紙押開けバ無慙や喜遊を短劍もく自らう咽

を刺串き朱み漆にツ作と居たる傍よ一通の書を
 遺せり主も大いに驚愕しと件の遺書を披き見る
 よ其文よ云く
 世よ苦界よ浮沈まするもの幾千萬人と限りも
 小も彼我の此も勤すはたうひとて父母の許し給
 ともぬ仇人よ肌ゆりすこ口惜しとれど唯々御主人
 此御恩紙顧みあつらふ此の薄命と何たるめ侍
 づりし其基まをの形を黄金てふもの存るが故
 たり免此金今も遊女に身紙切る又よ小海其奴
 の苦界を離れ弥陀の利劍よ帰しまゆせと主

人よ辞しり亡き双親よ仕へしふくせし人バ黄金の光
を何ふせん抑そ流しと思ふ欲の愛覺よ
一や誠は道義多だの海、無念の雷がく我露ハせ
我が死骸を今宵は客よお見せ下され斯る卑した
浮れ女主人目の本は志を憐くぞと知しり一見法を
知るくひ

露をぞもりのやみ倭に女帝花

ゆふ河よりうよ神のめくさじ

此喜遊の傳ハ其頃阡陌ハ鱗炙し今尚口碑ハ残
り多り這回此編ハ綴り至り或一書ハ閱せし

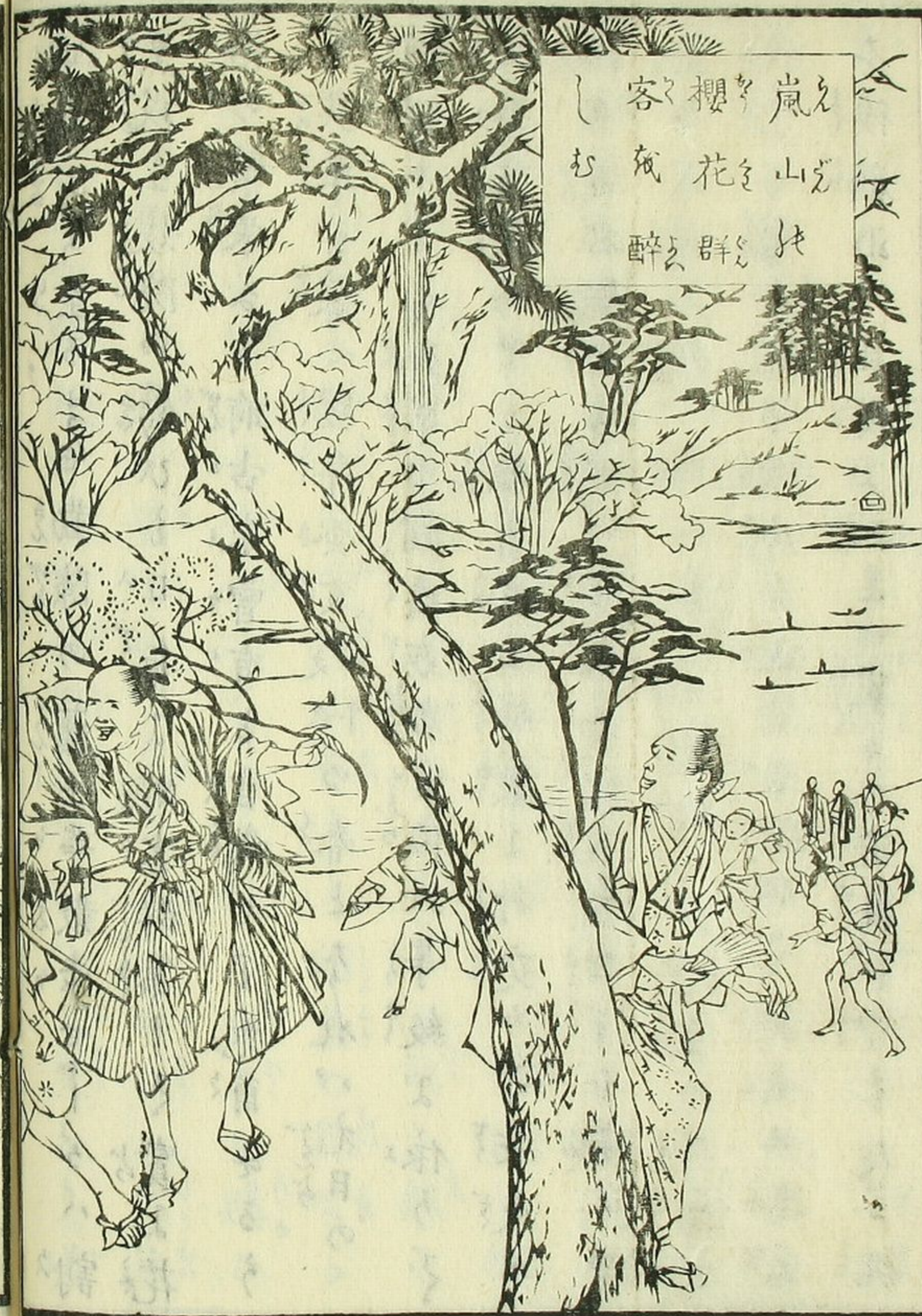
渠が事跡ヲ載る処是彼同ハなるを以て這処ハ
抄出おせるあり今の開化ハ比ぶる時を頑僻なる
よ似たまども此頃ハ娼妓だも洋夷を悪む斯の如
く況々慷慨の有志をや當時の風俗推く知る人
間話体題つ介程ハ幕府ハ於こ此年阿蘭陀國
托一軍艦を造らしよ就き榎本鎌次郎赤松大三郎
内田恒次郎等を彼國ハ遣ハし海軍術を学む
又邦内の庶民ヲ募り歩兵とし旗下の士ヲ以て
騎砲の二隊とし各西洋の軍術を練らし併せて
三兵隊と號せし倭て榎本等甲乙ハ阿蘭陀ハ在る

更五年ありて學術既し熟練せしは稍軍艦も成造
 せしうへ其艦を率ひて歸朝せしは開陽丸と
 言ふとぞ這は是後の譚りあり然とばも皇都
 於るも今稔秋冬は頃より未春に至る迄海内
 の諸侯入洛せし者凡八十藩も及べば京師も邸
 宅ありざる諸藩も寺院を旅館とせしむる故も總
 洛中洛外なる大小の寺院は於るも諸侯の陳營を
 らぬもふく後れ登京せしは俄に市屋を購ひ
 求めて第宅と做せ藩も有り是が為は市中の往来
 更に昼夜の間断もなく祇園清水言へを更ふり嗟

峨嵐山に至るまで勤隙の藩士等散步せしは割
 烹或は妓院の屬ひも毎日毎に醉客群集して實は花
 洛の繁榮する前古未曾有と言囉せし兎角まるう
 ち其年も暮て翌年癸亥三年の春となりれば元日の
 朝賀ゆるく在京の諸侯方各官位此等級に依りて
 服色其差ありと雖も咸公御衆に打交りて装束の
 袖は連糸衛士も或は布衣素袍又も白丁を着しつ
 其日は晴と参内ありせば九門外より諸家の持鎗馬
 狭路の屬ふんと順序を正し居並びて其主の退出
 を後顔あり且夜に入れば家々の定紋を印したる挑



嵐名山此
 櫻花此
 客成醉
 此



燈高張群立く宮中尔ふぐく白昼の如く 朝威の
 益盛んるる目を驚く計りあせけり 偕此月五日うへ
 一橋中納言喜慶卿 朝意の御旨あつるに依りて大樹
 公より先達く本日入洛せらるるに就き閣老小笠原
 圖書頭長行朝臣其他幕吏等隨從して東本願寺と旅館と
 ま當下在京の浪士等ハ豫て一橋家の上京を渴仰る
 せし吏をれば直地は旅館へ推参しと攘夷の期限を
 談むる吏切迫の議論に及ぶと雖も近たは將軍家
 上洛在れば然る上みく速う小期限を決定よべき
 旨返答よ及むるに浪士等望み失ひて各退散為

たりしが憤激の餘りみや千種家の臣ふし賀川肇
 とする者を浪士の中うて暗殺し破たる首を三
 寶に載せし一橋殿の旅館なる玄関に携へ行き此
 賀川肇と言ふ者関東の意を受けく島田宇郷の輩
 と奸曲を俱ふせし其罪状を挙げたるに這回攘夷
 の議論に就きて一橋家の所置因循あるや醜夷掃
 攘の血祭りよ之を献むと記したる書を相漆へる
 所処に閣き又片腕破取りし張千種家よ差出せ
 り俟く二月四日うへ大坂難波橋の欄干に池田大
 学と言ふ者の首を斬り肆したる其捨札の面よ云く

此者去る戊午年頃ハ正義の士ニ従ひて専ら周旋
 致せし処遂ニ反覆し奸吏ニ通じ誠忠の士を斃
 其の各罪惡許し難た故ニ天誅ニ加ふると書し
 其兩耳を破取りて中山殿と正親町三條殿の兩邸
 内へ片耳ヲを投込めたり是も仍て兩卿より大い
 恐怖せしむるに依り軀て議奏を辞せしむ此頃肥後
 藩夷武兵衛長藩又坂玄瑞等以下関白家ニ参殿し
 之方今赤心報國の諸侯追々京師小澤在りて専ら
 尽力せしむるに依り今此機會を失ふに速く小攘夷の
 期限を嚴斷在らせしむるべきの旨頗りて内奏為す

且一が其の時近衛殿下より奈何たる故や在りしん
 關白職を辞し給ひ次ぎ鷹司右大臣輔熙関白職ニ
 任じ給ふ二月又留米侯よりして青蓮院宮の英明を
 稱し建白ありし旨に依り軀て朝廷幕府より復
 飾の御沙汰ありしに宮にも直ちも還俗せらる
 是より中川宮と稱し國事を専務為給ふよと威
 權大いに輝きしとぞ其頃日の御門前ニ習學院を設
 け給ひ諸士を参集せしめ國事を建言做しめ
 らる同月阿州侯より良馬十匹を朝廷へ献し
 れたり余程に將軍家もも近きよ上洛ありしと就き總

裁職松平春嶽越前の先達て登京のり是は仍と
草莽此輩攘夷の期限を促は最も頻りなりと雖
も大樹の入洛在らばうちを決答為がた肯然
諭し時日を延し置き一日不思議の珍事の
其謂を尋ねるは洛西等持院に安置せる足利家
三將尊氏義満の木像の首を砍り三條河原の橋南に
鳥けたる其傍に建札あり并に文面の大意は云く
此者共の悪逆を數万人の知る所ふし今更演る
は及むべしと雖も這回影像を戮するは就き聊に罪
状を示むべし抑皇國の大道たるや忠義の二字を大

本と做まは賊魁頼朝世に出入不臣の手始めは為
たるより北條足利に至りて多實は天地神ノの容
べりばる罪惡ありと俱に誅まる所なれども當時
天下錯乱し世々の朝廷御微力なる故罪叛糾
させ給ふを得る遺憾悲泣の限りぬや今彼の
遺物を見るに至りて奮激に堪ば我々五百年の昔
世に出入在らんもの生首を引抜んものをと切齒
しと止む事能はる今や復古一新の時運追々不臣
は奴原の罪科を糾まんとすの機會なりと近世に至り
て其奸渠に超過するなり倘夫等の輩奮惡と悔

ひ忠節と抽んで鎌倉以来の悪弊を掃除し朝
 廷を補護し古昔に復し積罪を贖ふの所置無ん
 を満天下の有志大挙し其罪を糾はんと尊氏以
 下の三賊たる其巨門たる彼以て先其醜像を天誅を
 加ゆとりや然れば渠等が彼を所縛し足利氏の兇暴
 派唱ゆるに似たれども實は関東に擬あるが故に幕恩
 を被る輩の大樹上洛の際に臨み最忌々し死を
 了と快く々々念ふを何りしに就中會津侯の渠
 等が粗暴を深く悪まれ其躬守護職たる彼以て嚴
 密に穿鑿し彼の木像を梟首せし松山の脱藩士
 三輪田綱一郎を始めたる浪士八名を捕縛せし
 爰に至りて自餘の浪士は縛し關係せざる者迄守
 護職の所置を怒り洵々として鎮まらば是は仍く
 長州侯より朝廷へ歎奏せしむるや今回等持院
 による處の足利三將の木像を梟首せしたる浪士
 共を禁獄致されたるの条兼らう及びしが這ハ全
 く彼の者共が粗暴の所置し候へども足利氏の
 強逆を惡く名分を明らよせん素意より起る更な
 して聊か私心を抱くよ何れを連れ寛典の御所
 分あやしく謝罪在らせたるの旨建言よ及をわらふ

二月二十一日

朝廷よもも毛利家の歎奏餘義多く
 思食され其
 昔傳奏方を以て總裁職に達せられり是に於て越
 州侯會津侯より答の次第ハ次の卷に委しく説く
 座

彫師渡辺栄蔵

近世紀聞二編卷之二終

早稲田大学図書館

011688995983